平成２３年（フ）第２２５号
千葉市花見川区長作町758番地１
債務者　藤代　裕美（旧姓高田）
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２６号
千葉県市川市本北方２丁目３番９棟204号
中山団地
債務者　猪岡　桂子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２８号
千葉県市川市中山２丁目17番13号　エルベガーデンホームズＡ－３、申立時の住所千葉県船橋市栄町１丁目９番１－1313号
債務者　武者里江子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７６号
千葉県船橋市前原東６丁目２番９号佐藤ハイツ101号
債務者　萩谷　雪楓
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９４号
千葉市若葉区西都賀１丁目２番７－302号
債務者　菅原美喜子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３１８号
千葉市美浜区幸町２丁目８番６棟504号
債務者　三枝　桃子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３４２号
千葉県船橋市海神３丁目９番23号　第２松美荘
債務者　中島　道夫
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５１号
千葉県市川市曽谷３丁目６番12号
債務者　中丸　元子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３５９号
千葉県船橋市北本町２丁目48番13号　茂松荘
債務者　酒井　洋一
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７２号
千葉市稲毛区宮野木町1070番地２　コーポサンフラワー103号
債務者　山本　貴俊
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８１号
千葉県市川市塩焼２丁目２番１号棟204号
行徳ハイム
債務者　小野田ひろみ
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４０号
名古屋市守山区東山町７番７号　末楽荘201号
債務者　平川　利一
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６５号
名古屋市名東区神丘町２丁目５番地の２　スカイヒルズ名東101号
債務者　畑　　勇
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８９１号
大阪府東大阪市柏田東町２番13号　グランツ2000　102号
債務者　岡田　暁子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００５号
大阪市住吉区長居東３丁目15番35号　プランドール長居302号
債務者　平山　朋子（旧姓井出）
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０４６号
大阪府門真市新橋町５番１号
債務者　細見聖太郎（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２０２号
大阪府門真市石原町36番９号
債務者　山下真理子こと　山下眞理子
１　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部